

# 県立千厩病院 感染対策指針

## 第1条 基本理念

病院は感染症患者と感染症に罹りやすい患者が併存する特殊な環境にあり、院内感染防止対策は、患者および病院職員にとって安全で快適な医療環境を提供するための最優先事項である。

この指針は、県立千厩病院における院内感染防止対策と院内感染発生時の速やかな対応（原因の特定、制圧、終息）を図るために必要な事項を定めるものである。

## 第2条 院内感染対策委員会

1. 院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、毎月1回定期的に開催する。また、必要な場合、委員長は、臨時委員会を開催することができる。
2. 委員会の委員は、病院長、各診療科長、薬剤科長、総看護師長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、管理栄養士、リハビリテーション技師長、医療安全管理専門員、感染管理認定看護師により構成するものとする。また、委員長は必要に応じ、関係職員を委員会へ召集することができる。
3. 所掌事項
  - 1) 感染対策指針および感染対策マニュアルの作成・見直しに関すること。  
\*感染対策マニュアルの遵守について、全職員に周知徹底を図り感染対策に努めるとともに、必要に応じ随時見直しを図ること。
  - 2) 院内感染対策に係る調査、企画に関すること。
  - 3) 院内感染発生状況監視（SSIサーベイランス、手指衛生サーベイランスなど）に関すること。
  - 4) 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること。
  - 5) 院内感染に係る情報収集・交換に関すること。
  - 6) 院内感染対策に係る職員及び患者教育に関すること。
  - 7) 院内感染対策におけるコンサルテーションに関すること。
  - 8) 職員研修の企画に関すること。
  - 9) 職員の健康管理に関すること。
  - 10) 患者の疑問、不安などの日常的な把握に関すること。
  - 11) その他院内感染対策に関し必要な事項に関すること。
4. 委員長は、委員会の検討結果を病院長に報告する。
5. 病院長は委員会の下部組織として、インфекションコントロールチーム（ICT）を設置する。ICTは院内横断的に院内感染防止に係る調査、監視、企画の他、院内感染発生時に迅速な対策の立案をおこない委員会に助言・提言をおこなう。

## 第3条 職員研修

1. 職員研修は、院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を行うことにより、個々の職員の院内感染対策に対する意識を高め、業務を遂行するうえで技能やチームの一員としての意識向上などを図ることを目的に実施する。
2. 職員研修は、病院全体に共通する院内感染対策に関する内容や職場の事情に即した内容について、年2回程度全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
3. 研修の実施内容（開催または受講日時、出席者、研修項目）および外部研修の参加実績を記録・保存する。

#### **第4条 感染症の発生状況の報告および院内感染発生時の対応**

1. 院内感染を防止するため、「耐性菌レポート」を週1回作成することにより、スタッフへの情報提供を図るとともに、委員会で再確認して活用する。
2. 検査室において耐性菌の検出状況を随時監視し、アウトブレイク発生あるいはその前段階における異常のある場合、速やかに院内感染対策委員長へ報告する。
3. 院内感染アウトブレイク発生時、院内感染対策委員長はICTと協力し、関係部署職員へ情報提供と改善のための調査、指導を速やかに行うとともに、委員会を開催し、発生原因を究明し、改善策立案のうえ全職員へ周知徹底する。

#### **第5条 患者等に対する情報提供と説明**

1. 本指針は、患者、家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じることとする。また千厩病院ホームページに掲載し患者または家族が閲覧できるようにする。
2. 患者・患者家族に対しては、診療内容についての説明とともに、院内感染対策の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得たうえで協力を求める。

#### **第6条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進**

1. 全職員に病院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた院内感染対策マニュアルを各部署に配布する。院内感染対策マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。
2. 院内感染対策上の疑義が生じた場合には、医療局医療安全管理委員会院内感染対策部会と協議する。